

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年11月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 104 号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規
則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式（裏）中「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。